

第8号様式（第6条関係）

景観づくり重点区域内における行為の基準チェックリスト

対象事項	チェック項目	特に配慮した事項 ※1	チェック ※2
総 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木通りには、原則として雁木[※]を設けましたか。 ※雁木：屋根が設置されているものであれば、形態は問いません。 ・ 雁木通りには、雁木以外の工作物（独立板等）は設置していませんか。 ・ やむを得ず、雁木を設けない場合は、雁木通り部分を空地として、通行できる空間を確保していますか。 		
形 態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木通りの連続性を損なわないように配慮しましたか。 ※雁木通りに屋根が設置されているものであれば、雁木の形態、屋根の仕上げは問いません。 		
構 造	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木の構造は、原則として木造としましたか。 ・ 他の構造とする場合は、雁木通りの連続性を損なわないように配慮しましたか。 		
幅 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木の有効幅員は、1.3m 以上確保しましたか。 		
歩 行 面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 雁木の歩行面は、滑りにくく、平坦な構造としましたか。 ・ コンクリートを使用する場合は、木ゴテ仕上げなどの滑りにくい仕上げとするなど配慮しましたか。 ・ 原則として、隣接する雁木とは段差をつけていませんか。 ・ 雁木の歩行面と道路面が接する場合は、極力、段差をつけていませんか。 		
色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の外壁、屋根、雁木の色は、「南本町三丁目景観色彩ガイドライン」に沿った配色となるように配慮していますか。 ・ 建具やサッシは、雁木に似合う素材や意匠となるよう、可能な限り明るさを抑えた色にするなど配慮していますか。 		

屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> 看板等の屋外広告物は、連続雁木の連なりや風情を損なわないように、文字や素材などデザインに配慮していますか。 看板等で雁木及び屋根を覆い隠すような看板は使用していませんか。 		
照 明	<ul style="list-style-type: none"> 雁木灯等の照明は、温かなあかりで落ち着いたあるまちなみを演出するため、3,000K 以下の電球色に近い色温度となるように配慮していますか。 		

備考

- ※1 欄には、特に配慮した点について、簡潔に記入してください。
- ※2 欄には、何も記入しないでください。